

議案第20号

工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美3号トンネル）（補助））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美3号トンネル）（補助）
- 2 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字浦富から岩美郡岩美町大字本庄まで
- 3 契約の相手方 国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美3号トンネル）（補助）大林・大成・八幡特定建設工事共同企業体

代表者 広島市中区小町1番25号

株式会社大林組広島支店

常務執行役員支店長 鹿 毛 重 久

広島市中区小町2番30号

大成建設株式会社中国支店

執行役員支店長 矢 口 則 彦

鳥取市秋里335番地

八幡コーポレーション株式会社

代表取締役 玉 木 裕 一

4 契 約 金 額 3,235,241,100円

5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。

6 工事完成期限 平成27年3月13日

7 契約締結の方法 一般競争入札